

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する議会の 対応について

政府は、本年4月16日に、新型コロナウイルス感染症が国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす事態が発生しているとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」を全国を対象地域として発出し、そのうえで、北海道を含む13の都道府県については、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして「特定警戒都道府県」に決定しました。

しかし、この緊急事態宣言により5月6日までの期間で、感染拡大の抑止を図るため、人と人との接触の7割から8割削減を呼びかけしてきましたが、感染者の増加に歯止めがかからず、引き続き対策を講じる必要があるとして、この宣言の期間を5月31日まで延長したところであります。

十勝管内においても感染者の拡大が懸念される中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあり、幕別町議会は町とともに、町民の生活と地域経済を守る必要があることから、町の「新型コロナウイルス感染症対策本部」とも連携をした中で、議会における感染拡大防止のための対策に取り組む必要があります。

ついては、次の事項について対応していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

1 会議の運営について

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象期間は、緊急性のあるものを除き、会議の開催を控えること。

なお、緊急を要する会議を開催する場合、つぎのとおりとする。

- (1) 議場等に入る議員と町長その他の執行機関の長及びその補助職員等は、全員マスクを着用することとし、発言の際も外してはならない。
- (2) 論点の明確化を図り、最小の質疑とすることにより、効率的な会議運営に努め、会議時間の短縮を図ること。
- (3) 執行部には、最小限の説明者の出席を求めるものとする。
- (4) 議場及び会議室の出入口の扉を開けたまま会議を行うこととし、休憩時間等には排煙装置の解放や窓を開けるなど、換気を行うこと。

また、会議室において会議を行う場合は、人と人との距離を2m以上確

保できる配置とすること。

2 会議の傍聴について

感染拡大の抑止を図るため、体調の優れない方の傍聴はご遠慮いただき、一般の方の傍聴についても、本会議等においてはインターネットライブ中継や3階ロビーでの視聴に誘導する。

そのうえで、会議の傍聴を希望される場合には、次のとおりとする。

- (1) マスクの着用を求める。
- (2) 入場時にアルコール消毒を求める。
- (3) 傍聴者同士の密接を防止するため、席を空けて着席するよう促す。

3 議員及び事務局職員の健康管理について

議員及び事務局職員は、アルコール消毒のほか、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を行うなど、感染リスクを回避するための最大限の注意を払い、健康状態を維持するものとする。

また、議員等は、自らが感染を拡大する原因とならないよう、健康状態を確認するため登庁前に検温することとし、発熱や風邪の症状がみられる場合は、会議への出席を自粛するものとする。

4 今後の議会对応について

新型コロナウイルス感染症が今後どのようなようになるのか、先が見えない状況ではありますが、町内での感染拡大や、議員や職員への感染など、最悪の事態も想定されますことから、そうした時に、町民の安全、安心の確保の対応に最前線にあたる執行部側に配慮もした中で、議員個々の権利を保障しつつ、議会機能をどう果たしていくのかが重要な課題と考えております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる議会の今後の対応につきましては、各議員のご意見もお聞かせいただきながら、感染症の発生状況に応じた対応指針を策定してまいりたいと考えております。

令和2年5月11日

議会議長 寺林 俊幸